mercari

国連デジタル協力に関するハイレベル パネル(HLPDC)報告書について

2019年10月25日 株式会社メルカリ 社長室政策企画参事/ニューヨーク州弁護士 望月 健太 本資料は、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)・インターネット推進部の山崎様の発表資料、並びに株式会社メルカリの小林茉莉子さんの解説資料をベースに作成致しました。

この場を借りて、心より御礼申し上げます。

自己紹介 mercari



简体中文 English Fra	nçais Русский Español
Welcome to the United Nations # Department of Eco	nomic and Social Affairs
Consols IOF Website	

Engage with us:

F F IIII CO

Find/Become a Resource Person

Subscribe to Our Mailing Lists

Participate in Our Meetings

My User Profile

THE IGF IS A GLOBAL MULTISTAKEHOLDER PLATFORM THAT FACILITATES THE DISCUSSION OF PUBLIC POLICY ISSUES PERTAINING TO THE INTERNET

EIGFIS A GLOBAL MULTISTAREHOLDER PLATFORM THAT FACILITATES THE DISCUSSION OF PUBLIC POLICY ISSUES PERTAINING TO THE INTERNET

ABOUT * 10F2019 * INTERSESSIONAL * IGF INITIATIVES * PUBLICATIONS & REPORTS * CALENDAR

Home

Mochizuki, Kenta

Kenta Mochizuki is a Public Policy Councillor / Attorney at Law (New York) for Mercari, Inc. As an international lawyer, be specializes a wide range of international legal and public policy issues including, but not limited to Internet governance, data protection, fintech/regtech, and international trade and taxation. He has been participating in many relevant meetings with the government of Japan as well as other companies or as a member of industry groups in Japan, and also attending workshops and seminars hosted by Embassy of the United States in Japan and Delegation of the European Union to Japan.

proups in Japan, and also attending workshops and seminars hosted by imbassy of the United States in Japan and Delegation of the European Union o Japan.

日本経済新聞の記事『米クラウド法で情報開

professional career as 日本経 about 2 years in Wars Dispute Settlement at Organizations in Genee 6 trade disputes to wh his term in Geneva. In proponents and produ toward convergence.

After spending more the got actively involved in attended the high-lev

日本経済新聞の記事『米クラウド法で情報開示要求 日本企業、板挟みの恐れ』にて政策企画の望月のコメントが掲載

0 39 **ジ**ッパート 0 **○** Pocket



経歴(略歴)

関西大学法学部法律学科卒業後、神戸大学大学院国際協力研究科国際協力政策専攻(国際法修士課程)、および米国ジョージワシントン大学ロースクール(国際比較法修士課程)を修了。

留学後、在ポーランド日本国大使館(派遣員)、および在ジュネーブ国際機関日本政府代表部(WTO紛争解決手続担当専門調査員)にてそれぞれ2年勤務。帰国後、ニューヨーク州司法試験に合格・弁護士登録。その後ヤフー株式会社にて3年弱勤務し、主に国際渉外を担当。2018年8月にメルカリ入社、現在に至る。なお、2016年から2018年にかけて、外務省「国連開発のための科学技術委員会の下でのインターネット関連国際公共政策における協力強化に関するワーキンググループ関連業務」につき事務委嘱。また、2017年より国連インターネットガバナンスフォーラム(IGF)・マルチステークホルダー諮問グループ(MAG)の委員を、2019年よりインターネットと管轄政策ネットワーク・データと管轄コンタクトグループの委員を務める(いずれも日本からは唯一)。

現在の業務

- ①国内渉外(データプライバシー、プラットフォーマー規制、 競争法分野、フィンテック、デジタル課税その他)
- ②国際渉外(インターネットガバナンス、データプライバシー、 国際通商(電子商取引分野))
- ③国内法務(個人情報保護法、電気通信事業法等)
- ④国際法務(EU一般データ保護規則(GDPR)、カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)等)

国連デジタル協力に関するハイレベルパネル(HLPDC)

mercari

- □ 2018年7月、Antonio Guterres国連事務総長は、デジタル技術の進展に比して現状の国際協力の方法や水準が不十分であるとして、「デジタル協力に関するハイレベルパネル(High-level Panel on Digital Cooperation: HLPDC)」を設置することを発表
- HLPDCは、デジタル協力に関する枠組みの議論に資する、また、この問題に関する国家間の対話を促進する報告書の作成・公表を目的として、活動を開始



HLPDCの構成 mercari

□ 共同議長



Melinda Gates (USA), Co-Chair of the Bill & Melinda Gates Foundation



Jack Ma (China), Executive Chairman, Alibaba Group

- 🗍 委員(20名)
- Mohammed Abdullah Al Gergawi (UAE), Minister of Cabinet Affairs and the Future, UAE
- Yuichiro Anzai (Japan), Senior Advisor and Director of the Center for Science Information Analysis, Japan Society for the Promotion of Science
- Nikolai Astrup (Norway), former Minister of International Development, now Minister of Digitalisation, Norway
- Vinton Cerf (USA), Vice President and Chief Internet Evangelist, Google
- Fadi Chehadé (USA), Chairman, Chehadé & Company
- Sophie Soowon Eom (Republic of Korea), Founder of Adriel AI and Solidware
- Isabel Guerrero Pulgar (Chile), Executive Director, IMAGO Global Grassroots and Lecturer, Harvard Kennedy School
- Marina Kaljurand (Estonia), Chair of the Global Commission on the Stability of Cyberspace
- Bogolo Kenewendo (Botswana), Minister of Investment, Trade and Industry, Botswana
- Marina Kolesnik (Russian Federation), senior executive, entrepreneur and WEF Young Global Leader
- Doris Leuthard (Switzerland), former President and

- Federal Councillor of the Swiss Confederation, SwitzerlandCathy Mulligan (United Kingdom), Visiting Researcher,
- Imperial College London and Chief Technology Officer of GovTech Labs at University College London
- Akaliza Keza Ntwari (Rwanda), ICT advocate and entrepreneur
- Edson Prestes (Brazil), Professor, Institute of Informatics, Federal University of Rio Grande do Sul
- Kira Radinsky (Israel), Director of Data Science, eBayNanjira Sambuli (Kenya), Senior Policy Manager, World Wide Web Foundation
- Dhananjayan Sriskandarajah (Australia), Chief Executive, Oxfam GB

【※職権による委員(Ex Officio)】

- Jean Tirole (France), Chairman of the Toulouse School of Economics and the Institute for Advanced Study in Toulouse
- Amandeep Singh Gill (India), Executive Director, Secretariat of the High-level Panel on Digital Cooperation
- Jovan Kurbalija (Serbia), Executive Director, Secretariat

- □ HLPDCは、2018年7月に活動を開始して以降、2018年9月、2019年1月、2019年3月の3度にわたり会合を開催、2018年10月には、オープンコンサルテーションの機会を設け、世界各国から意見募集を実施
- □ 2019年4月には、フィンランド外務大臣の招待を受け、IT技術と外交の関係強化を議論するEUのグローバルテックパネル(EU's Global Tech Panel)と合同会合を実施
- 2019年6月、HLPDC報告書が公表、そのタイトルは「デジタル相互依 存の時代 (The Age of Digital Interdependence)」で、エグゼク ティブサマリー(要約)、本文、勧告、その他附属書等から構成

【HLPDC報告書の主な項目】

- 包摂的なデジタル経済と社会の構築(An Inclusive Digital Economy and Society)
- 人的・制度的能力育成(Human and Institutional Capacity)
- 人権と人間の主体性の擁護(Human Rights and Human Agency)
- デジタルの信頼性、安全性、安定性の促進(Trust, Security and Stability)
- 世界的なデジタル協力の育成(Global Digital Cooperation)

1. 包摂的なデジタル経済と社会の構築(An Inclusive Digital Economy and Society)

勧告1A:

2030年までに、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に実質的に貢献する手段として、全ての成人がデジタルネットワークのみならず、デジタル金融サービスや健康サービスにアクセスできるようにすべきである。これらサービスの提供が人々を濫用(abuse)から守るべきであり、これには、オプトイン・アウトの機会を提供するといった新たな原則やベストプラクティスを基礎とする手段、そして十分な情報が提供された上での公の対話(informed public discourse)を奨励するといった手段がある。

勧告1B:

国連も関与した形での幅広いマルチステークホルダーの連携が、SDGs の達成に関連する分野において、プライバシーを尊重する形で、デジタル公共財(digital public goods)、人材、そしてデータ・セットの共有のためのプラットフォームを構築するよう勧告する。

1. 包摂的なデジタル経済と社会の構築(An Inclusive Digital Economy and Society)

勧告1C:

民間企業、市民社会、国家政府、そして多国間の銀行や国連に対し、 女性や伝統的に周辺化されてきた人々(traditioanlly marginalised groups)のための完全なデジタル包摂と平等を支援するような特定の 政策を立案するよう求める。世界銀行や国連といった国際機関は、女 性や周辺化された人々がデジタル包摂と平等にあたって直面している 障壁に関する研究を強化し行動を促進すべきである。

勧告1D:

デジタル包摂性に関する一通りの測定基準について早期に合意し、その基準にに基づいて世界各国で測定し、国連、国際通貨基金(IMF)、世界銀行、その他の多国間開発銀行、経済協力開発機構(OECD)等の機関の年次報告書において、性別毎のデータで詳しく説明すべきである。

2. 人的・制度的能力の育成(Human and Institutional Capacity)

勧告2:

政府、市民社会や民間セクターがデジタル分野の課題を理解し、デジタル技術の社会経済的影響に関する協力を前進させられるような能力を育成できるデジタルヘルプデスク(digital help desks)を地域およびグローバルレベルで設置することを勧告する。

3. 人権と人間の主体性の擁護(Human Rights and Human Agency)

勧告3A:

デジタル世界にも人権概念が完全に適用されることを踏まえ、既存の 国際人権に関する合意や基準がいかにして新たなデジタル技術に適用 されるのかに関する機関レベルの検討(agencies-wide review)を開 始するよう、国連事務総長に強く求める。この点、デジタル時代にお ける既存の人権条約等が、プロアクティブで透明性のあるプロセスに おいていかに適用されるのかに関し、市民社会、政府、民間セクター、 そして一般市民が意見を述べられるようにすべきである。

勧告3B:

児童を含む個々人の人権や安全性に対する脅威が増大している状況を 踏まえ、ソーシャルメディア企業に対し、既存の、または潜在的な人 権違反に関する懸念を完全に理解し対応するよう、世界中の政府、国 内外の市民団体、人権専門家と連携するよう求める。 3. 人権と人間の主体性の擁護(Human Rights and Human Agency)

勧告3C:

自律インテリジェントシステム(autonomous intelligent systems)は、それらの決定が説明されうるような形で、また、人間がそれらの使用に対して責任を負うことができるような形で設計されるべきである。監査と認証スキームは、人工知能(AI)のシステムが、マルチステークホルダーおよびマルチラテラルなアプローチを用いて定められるべき工学的かつ倫理的基準に準拠しているように監督すべきである。生死の決定は、機械に委ねられるべきではない。異なる社会環境における自律インテリジェントシステム(autonomous intelligent systems)の透明性やノンバイアスのような、上記基準や原則のデザイン・適用を熟慮するための、さまざまな関係者間の強化されたデジタル協力を求める。

4. デジタルの信頼性、安全性、安定性の促進(Trust, Security and Stability)

勧告4:

共通のビジョンを形成し、デジタル安定性を確保するものを特定し、 技術の責任ある利用に係る規範の実施を解明・強化し、そして行動の ための優先事項を提案する「デジタル信頼性と安全性に関するグロー バル・コミットメント(Global Commitment on Digital Trust and Security)」を策定するよう勧告する。 5. 世界的なデジタル協力の育成(Global Digital Cooperation)

勧告5A:

緊急を要する事項として、国連事務総長は、出発点として第4章で議論されている選択肢とともに、グローバルなデジタル協力のための新たなメカニズムを構築するための活発でオープンなコンサルテーションプロセスを進めるよう勧告する。より良いグローバルなデジタル協力のアーキテクチャーを構築するための共通の価値観、原則、理解、および目的を定めるべく、国連の75週年である2020年を「デジタル協力のためのグローバルコミットメント(Global Commitment for Digital Cooperation)」とし、当面の目標とすることを提案する。このプロセスの一部として、国連事務総長は技術使節(Technology Envoy)を任命することができると理解する。

勧告5B:

順応性があり、活発かつ包摂的で、目まぐるしく変化するデジタル時代の目的にかなう協力と規制のためのマルチステークホルダー「システム」アプローチを支持する。

つ グローバルなデジタル協力のためのメカニズム

HLPDC報告書によれば、現在のデジタル協力においては、以下の6つの主要なギャップがあるとの事

- 1. 社会への影響が増大しているにもかかわらず、デジタル技術とデジタル協力に関する問題は、多くの国、地域、そしてグローバルな政治課題において相対的に低いままとなっている。
- 2. 技術機関や標準設定機関のようなデジタル協力に関する取り決め (arrangements) は、往々にして包摂的ではない。
- 3. デジタル政策に関する問題をカバーしている非常に多くのメカニズムの間で重複(overlap)が生じている。
- 4. デジタルテクノロジーは、政策が異なる組織によって形作られる分野をますまず横断するようになってきている。
- 5. 実践的な政策介入の基盤となる信頼性の高いデータ、指標、そして証拠が不足している。
- 6. 政府、市民社会、そして民間セクター間の信頼の欠如(そして時折であるが、 異なる見解に対する謙遜や理解の欠如)が、効果的な協力メカニズムを策定す るために必要な共同マルチステークホルダー・アプローチを構築することをよ り一層困難にしている。

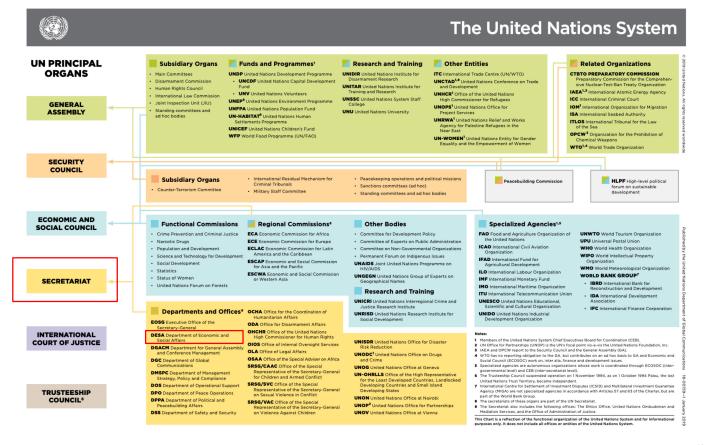
□ グローバルなデジタル協力のための3つの可能なアーキテクチャー HLPDC報告書によれば、協力の改善が必要であることについては HLPDC内で広い合意があったとしつつ、その協力については複数の多 様な形態をとる必要があり、政府、民間セクター、そして市民社会が、 過度な規制と自由放任主義との間で効果的な道筋へと舵を切ることを目 的として協働するために新たな方法を見つける必要があるとしている。

【提示された新たな3つのモデル】

- ① インターネットガバナンスフォーラム・プラス(Internet Governance Forum Plus: IGF Plus)
- ② 分散された共同ガバナンス・アーキテクチャー (Distributed Co-Governance Architecture: COGOV)
- ③ デジタルコモンズ・アーキテクチャー(Digital Commons Architecture)

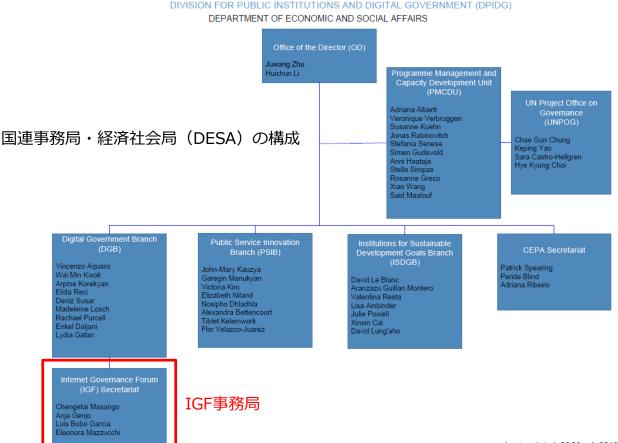
【参考】国連の組織図

mercari



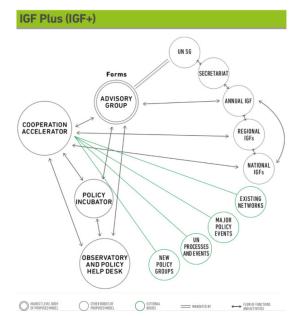
【参考】国連におけるIGF事務局の建て付け

mercari



□ Internet Governance Forum Plus (IGF+)

国別・地域別イニシアティブ(NRIs)やYouth IGFのネットワーク、ステークホルダー/コミュニティ/ジェンダーバランス等、従来のIGFの利点を活かしつつ、実行可能なアウトプットがないというIGFの弱点を補うことが目的。



出典: Digital governance: Who is picking up the phone? https://www.diplomacy.edu/blog/policy-phone

【IGF+の構成】

- Advisory Group: 現在のIGF/MAGベースで 構成、定期的な会合のアレンジや特に注目する 政策課題の決定を担当
- Cooperation Accelerator: 学際的な経験・ 専門性に基づき、各ステークホルダーグループ や主要なデジタルイベント (Web Summit、 Mobile World Congress、Telecom World、 Lift:Lab、Shift、LaWeb等)の代表から選出
- Policy Incubator: 政策・規範への斡旋を担当
- Observatory, Help Desk: ICT政策のベスト・プラクティスを集め共有、見ておくべきトレンドや新たな課題、データの提供を担当
- IGF+事務局:国連事務総長室(Office of the UN Secretary-General)直下(XDESA)

Executive Office of the Secretary-General (EOSG)



Amina J.

Mohammed

Deputy Secretary-General



Maria Luiza Ribeiro Viotti Chef de Cabinet



Ana Maria Menéndez Senior Adviser on Policy



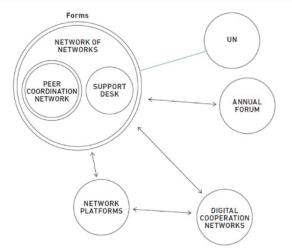
Volker Türk
Assistant Secretary-General for
Strategic Coordination

分散された共同ガバナンス・アーキテクチャー(Distributed Co-Governance Architecture: COGOV)

COGOVとは、IETF、ICANN、W3C、地域レジストリ、IEEE等に用いられている自己形成型の「横割り(縦割りではない)」アジャイルなネットワークアプローチ。デジタル規範のデザインから・実装・法規制の執行まで繋げる。各提案はあくまで

任意であり、強制力はない。

Distributed Co-Governance Architecture (COGOV)



出典: Digital governance: Who is picking up the phone? https://www.diplomacy.edu/blog/policy-phone

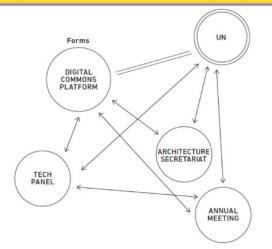
【COGOVの機能要素】

- Digital Cooperation Networks: 各ネットワークは各ステークホルダーに開かれており、自由に/ボトムアップ型に形成可能(政府や政府間組織による形成・サポートもありうる)
- Network Support Platform: 複数の上記ネットワークをサポート・効果的に運用するとともに、各ネットワークの成果を促進するために、課題設定や関連ある参加者の取り組みを確保したり、必要なリソースや機能を提供する必要
- Network of Networks: あくまで分散型のCOGOVアーキテクチャをラフに調整するのみで、その決定に法的拘束力なし(Xトップダウン型の管理)

デジタルコモンズ・アーキテクチャー (Digital Commons Architecture)

持続可能な開発目標(SDGs)を促進するようなデジタル・テクノロジーと、それが 社会に及ぼす危険性に焦点を置く(例えばSDGsに貢献する人工知能(AI)による農 業・ヘルスケアのデータの分析)。

Digital Commons Architecture (DCA)



出典: Digital governance: Who is picking up the phone? https://www.diplomacy.edu/blog/policy-phone

- 各トラックは、国連機関、産業・アカデミックコンソーシアムやマルチステークホルダーのフォーラム等、特定の組織によって指揮
- **国連内の小規模の事務局**が毎年のミーティングで調整、ルールは作らないが、各トラックによるガバナンスの指針の実装や、成果についての議論を実施
- 各トラックで議論されたトピックを他の 適切なフォーラムで採択することも範疇
- **自発的な資金調達**を志向(国際商工会議所(ICC)の場合、企業は会員費が考慮される可能性があるが、中小企業や市民社会には不適用。集められた資金は市民社会や新興国の参加のために活用。)

□ デジタル協力における国連の役割

国連機関の中でも、特に国際連合児童基金(UNICEF)、国連教育科学文化機関(UNESCO)、国連世界食糧計画(WFP)、国連開発計画(UNDP)がデジタル・トランスフォーメーション(DX)への関心を強く寄せており、民間企業や技術コミュニティとの関係醸成を始めている組織も存在(既にデジタルジェンダーギャップ・対テロ対策等で委員会を構成)。

【国連がDXに新たな価値を加えるためにできると考えられる事項】

- 様々なフォーラムやサミットの主催者
- 価値や規範を議論するための場を提供
- オープンなプラットフォームや標準を設定
- マルチステークホルダー/バイリテラルなイニシアティブの立ち上げ
- 加盟国に対するキャパシティ・ビルディング
- 調査によるランキング/マッピング/計測
- 仲裁解決/紛争処理(e.g. 通商法分野)

□ IGF Berlin 2019の場でメインセッション「デジタル協力とインターネットガバナンス」(11月26日(火)10:00-13:00)が開催されるが、その準備作業の一貫として、IGFがHLPDC報告書に対する意見募集を実施(2019年10月14日期限)

【意見提出者一覧(※これ以外にウェブ本文へのインラインでコメントした者も存在)】

- Microsoft
- 2. Web Foundation
- 3. Government of Australia, Department of Foreign Affairs and Trade
- 4. Government of France, Ministry of Europe and Foreign Affairs
- 5. République Française, Ministère de l'Europe et des Affaires étrangères
- 6. Government of Finland, Ministry for Foreign Affairs
- 7. Governance Primer, Brazilian Association of Software Companies (ABES), AR-TARC Certification Authority
- 8. Mercari Inc.
- 9. RIPE NCC
- 10. Government of Denmark, Ministry of Industry, Business and Financial Affairs
- 11. Government of Switzerland
- 12 Raúl Echeberría
- 13. Instituto de Pesquisa em Direito e Tecnologia do Recife IP.rec
- 14. ICC Basis
- 15. Pathways for Prosperity Commission

【参考】関連メインセッションの企画(案)

mercari

□ メインセッション「デジタル協力とインターネットガバナンス」

■日時

2019年11月26日(火) 10:00-13:00

■場所

Main Hall Sonnenallee 225, 12057 Berlin, Germany

■議長とパネリスト

- ・ホスト国(ドイツ)が本セッションの議長を指名
- ・オープニングとクロージングを国連事務局・事務総長室(EOSG)が担当(2015年の国連世界情報社会サミット(UN WSIS+10)時のフォーマットに関する言及あり)
- ・共同モデレーター2名を確定する必要(2015年の同様のセッションの際は、ブラジルの Benedicto Fonseca Filho大使と現MAG議長のLynn St Amour氏が務めたとの言及あり)

■アジェンダ (案)

Part 1: SETTING THE SCENE

Part 2: DEVELOPING MESSAGES FROM THE IGF COMMUNIUTY

Part 3: SUMMARY OF KEY MESSAGES

■その他

国連事務局・事務総長室(EOSG)は、IGFコミュニティとの実質的かつ具体的な議論を望んでいる との事で、ディスカッションにより多くの時間が割かれる可能性

mercari